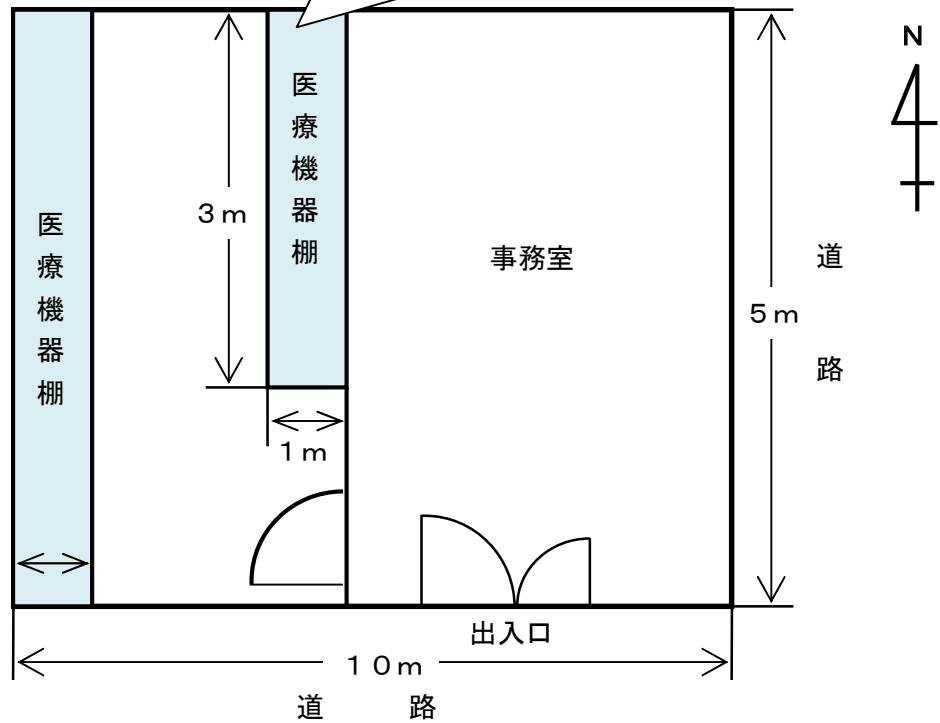


営業所の平面図 記載例

必ず医療機器の保管設備（庫）を記入すること。

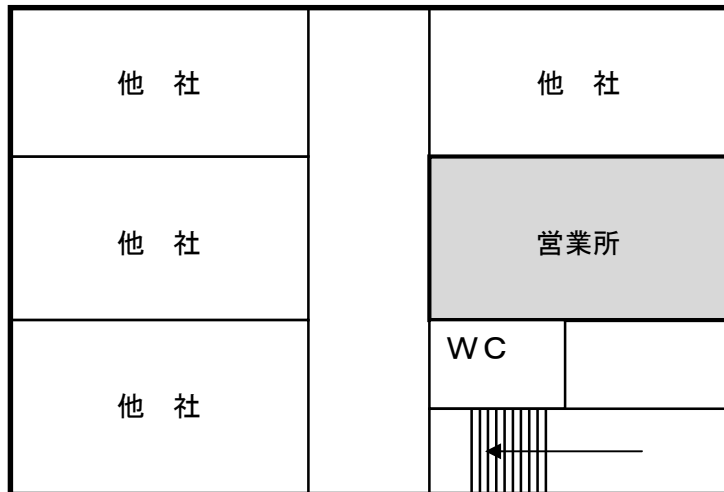
医療機器の現物を扱わない営業所でも保管設備(庫)は必要です（医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所は除く）。

【営業所の平面図】



【例示】

フロア全体の配置図



[営業所以外の保管設備（分置倉庫）]

・有（所在地： _____ ） ・無

(注) ・ 営業所の平面図には、大まかな寸法を記載すること。

・ 定規等を用いて、丁寧に記載すること。

・ 「医療機器の保管場所」を明記すること。

・ 店舗等の出入口の位置、事務室、倉庫等の区画が良くわかるよう図示すること。

・ 同一フロアに複数の営業所等がある場合は、当該フロア全体の配置図も添付すること。

・ 営業所以外に保管設備（分置倉庫）がある場合は、その平面図も記載すること。